

石川県公報

令和5年3月7日

第13588号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次		
告 示				
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○救急病院の認定 (地域医療推進室)	3	
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○歳入の徴収事務の委託 (観光企画課)	3	
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査の実施 (畜産振興・防疫対策課)	3	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○豚熱の予防のための注射の実施 (同)	5	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	2	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課)	5	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	2	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	5	
公 告				
○争議行為の通知公告 (労働企画課)				6
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)				7
監 査 委 員				
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表				7

告 示

石川県告示第80号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
山岸皮膚科医院	加賀市大菅波町ト26番地4	令和4年12月24日
石倉薬局	小松市粟津町ワ39-2	令和5年1月1日
まちの薬局	輪島市町野町栗蔵ホ部22-1	令和5年1月1日
アイン薬局七尾店	七尾市府中町211-2	令和5年2月1日
サンライトなかよし薬局	野々市市上林4丁目510	令和5年2月2日

石川県告示第81号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
山岸皮膚科医院	加賀市大菅波町ト26番地4	令和4年12月24日

石倉薬局	小松市粟津町ワ39-2	令和5年1月1日
まちの薬局	輪島市町野町粟蔵ホ部22-1	令和5年1月1日
アイン薬局七尾店	七尾市府中町211-2	令和5年2月1日
サンライトなかよし薬局	野々市市上林4丁目510	令和5年2月2日

石川県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
山岸皮膚科医院	加賀市大管波町ト26-4	令和4年12月23日
サンライトなかよし薬局	野々市市上林4丁目510	令和4年6月30日
石倉薬局	小松市粟津町ワ39の2	令和4年12月31日
長谷川薬局	白山市千代野西5-3-3	令和5年2月15日

石川県告示第83号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
山岸皮膚科医院	加賀市大管波町ト26-4	令和4年12月23日
サンライトなかよし薬局	野々市市上林4丁目510	令和4年6月30日
石倉薬局	小松市粟津町ワ39の2	令和4年12月31日
長谷川薬局	白山市千代野西5-3-3	令和5年2月15日

石川県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
石倉 衛	小松市粟津町ワ39の2	石倉薬局	小松市粟津町ワ39の2	令和4年 12月31日
株式会社アクセスライフ	大阪府大東市扇町6番 12	サンライトなかよし薬局	石川郡野々市町上林4 丁目510番	令和4年 6月30日

石川県告示第85号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨

の届出があった。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
石倉 衛	小松市栗津町ワ39の2	石倉薬局	小松市栗津町ワ39の2	令和4年 12月31日
株式会社アクセスライフ	大阪府大東市扇町6番 12	サンライトなかよし薬局	石川郡野々市町上林4 丁目510番	令和4年 6月30日

石川県告示第86号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地	令和5年3月1日	令和8年2月28日

石川県告示第87号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢・加賀2デイパスに係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月1丁目1番地	公益社団法人石川県観光連盟	令和5年4月1日から 令和6年2月28日まで

石川県告示第88号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

第1 ヨーネ病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- (3) その他、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)別表第1に基づく方法

第2 伝達性海綿状脳症

1 実施の目的

清浄性の確認のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「BSE指針」という。）において、サーベイランスの対象とされる牛

4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

規則別表第1及びBSE指針に基づく方法

第3 豚熱

1 実施の目的

免疫付与状況等の確認のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

第4 高病原性鳥インフルエンザ

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清抗体検査（エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応）及びウイルス分離検査

第5 腐蝕病

1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている蜜蜂のうち家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂

4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

第6 アカバネ病

1 実施の目的

発生予察のため

- 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
 - 4 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査
- 第7 オーエスキー病
- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
 - 4 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第89号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、豚熱の予防のための注射を次のとおり実施する。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

- 1 実施の目的
発生予防のため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

石川県告示第90号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	住 所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人安心生活ネットワークいち	金沢市間明町2丁目345番1号	金沢市間明町2丁目345番1号	令和5年2月24日

石川県告示第91号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和5年4月

17日から施行する。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行名古屋支店の項を次のように改める。

名	株式会社北国銀行名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦2丁目	
---	---------------	---------------	--

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 林明子から、次のとおり争議行為を行う旨令和5年2月24日通知があった。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

令和5年3月9日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院

金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院

金沢市田中町ハ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター

金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院

金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

金沢市下石引町1-1 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター

金沢市岩出町ニ73 独立行政法人国立病院機構医王病院

七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人松原会七尾松原病院

七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園

七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院

七尾市松百町ハ部3-1 独立行政法人国立病院機構七尾病院

羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里

小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所

加賀市手塚町サ150 独立行政法人国立病院機構石川病院

輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり

金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院

金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会

金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所

金沢市大豆岡本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて

金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ

金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし

羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの
金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合
金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼら一と
金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北
羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里
金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院金沢聖霊総合病院

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和5年3月7日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
羽咋市千里浜町夕173番1、173番2	緑地 羽咋市千里浜町夕173番2	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建

監 査 委 員

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年3月7日

石川県監査委員 善 田 善 彦
同 川 裕 一 郎
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

(別紙)

石中セ第3660-1号
令和5年2月7日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和5年1月31日付け石監査第654-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	石川中央保健福祉センター	交通事故が複数発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し、交通法規の順守及び安全運転の徹底を周知したほか、各種研修等を受講させ、運転技術・交通マナーの向上に取り組んでおります。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期し、交通事故の防止に努めます。

石中セ第3660-2号
令和5年2月7日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和5年1月31日付け石監査第654-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、債権者を誤って支出しているものが2年連続であった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	石川中央保健福祉センター	2年連続で債権者を誤って支出したことを重く受け止め、改めて、内部統制チェックリスト独自取組項目として昨年度に設定した、支出誤り防止策の徹底を職員に周知したうえで、財務会計システムへの入力情報と債権者からの請求書等の情報を複数職員で相互確認しております。 今後、このようなことがないよう、再発防止に努めます。